

所得税、消費税及び地方消費税の確定申告について

のご案内は「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出された方全員に送信させていただいております。
なお、確定申告がお済みの方にも送信させていただいております。

電子証明書の有効期限は3年間です。有効期限が切れた場合には、電子証明書を取得した市役所等の窓口において、更新手続きが必要になります。

また、転居により住所変更した場合には、電子証明書の再取得が必要です。再取得した電子証明書はe-Taxに再度登録する必要があります。

詳しくは、「[電子証明書の有効期限は3年です!](#)」をご覧ください。

◆ 平成23年分の確定申告期間等

確定申告書等を作成される方は、「[確定申告書等作成コーナー](#)」をご利用ください。

なお、申告書データの送信に際しては、「[e-Taxホームページ](#)」で利用可能時間、運転状況等について事前に確認いただいた上で送信いただくようお願いいたします。

	確定申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	平成24年2月16日(木) ～平成24年3月15日(木)	平成24年3月15日(木)	平成XX年XX月XX日(N)
消費税及び 地方消費税	平成24年1月 ～平成24年4月2日(月)	平成24年4月2日(月)	平成XX年XX月XX日(N)

(注)1 所得税の還付申告は、平成24年1月から送信することができます。

2 消費税及び地方消費税について、課税期間の特例を選択されている場合は、12月31日の属する課税期間の確定申告期間を表示しています。

なお、課税期間の特例を選択されている場合の当該課税期間以外の納期限及び振替日については、[こちら](#)をご覧ください。

以下の重要なお知らせについては、平成XX年XX月XX日時点の情報を表示しています。

◆ 所得税に関する事項

- 申告の種類 : 青色
- 予定納税額 : 123,456,789,012,345円

◆ 消費税及び地方消費税に関する事項

- 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況 : 提出あり
 - 「課税期間特例選択届出書」の提出状況 : 提出あり
 - 中間納付税額 : 123,456,789,012,345円
 - 中間納付譲渡割額 : 123,456,789,012,345円
- ※ 「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、**基準期間(前々年)の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できません**のでご注意ください。

◆ 納付に関する事項

- 所得税の振替納税利用金融機関 : ●●銀行 ■■支店
普通預金 1234***
- 消費税の振替納税利用金融機関 : ●●銀行 ■■支店
普通預金 1234***
- ダイレクト納付利用金融機関 : ●●銀行 ■■支店
普通預金 1234***

※ 振替日の前に預貯金残高をご確認ください。

なお、納期限までにダイレクト納付により納税していただいた場合は、振替納税は行われません。

◆ ご注意ください

〈電子申告関係〉

- 平成19年分～平成22年分の所得税の確定申告において電子証明書等特別控除の適用を受けた場合は、この控除の適用を受けることはできません。

〈消費税及び地方消費税関係〉

- 消費税及び地方消費税の申告については、**基準期間(原則として平成21年)の課税売上高が1,000万円以下の方は、確定申告をすることができません**(「消費税課税事業者選択届出書」を提出している方を除きます。)
- 消費税及び地方消費税の申告において還付税額のある申告書を提出される方は、「仕入控除税額に関する明細書」を申告書と併せて提出してください。
- 1月ごとの消費税の中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額欄が表示されません。最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書「10」欄及び「21」欄に入力してください。

〈その他〉

- 還付申告の方は、還付を受ける本人名義の金融機関名及び口座番号等を正確に入力してください。
- 土地建物等を譲渡(交換、代物弁済、財産分与なども含まれます。)し、譲渡益がある場合及び譲渡所得の特例を適用する場合は確定申告が必要です。
- 税制改正については、「[確定申告書等作成コーナー](#)」に掲載している「平成23年分 所得税の改正のあらまし」をご覧ください。
- 確定申告書等作成コーナー又はe-Taxの操作についてご不明な点がございましたら、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

TEL 0570-015901

この文書における行政指導の責任者は、税務署長です。